

事 務 連 絡  
令和 3 年 2 月 1 日

各務原市内介護保険サービス事業所等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する  
基準等の一部を改正する省令の公布について（周知）

日頃より市行政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）が令和 3 年 1 月 25 日付で別添のとおり公布されました。本市においても必要な条例の改正を行っておりますので、令和 3 年 4 月 1 日からの円滑な施行に向けてご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 添付文書

介護保険最新情報 Vol.916「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布について」

2 参考

①社会保障審議会介護給付費分科会

- ・ 198 回資料（令和 3 年度介護報酬改定に向けて（運営基準等に関する事項に係る諮問について））

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15884.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15884.html)

- ・ 199 回資料（令和 3 年度介護報酬改定に向けて（介護報酬改定案について））

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_16033.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16033.html)

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係	
TEL	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365
MAIL	<a href="mailto:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp">kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp</a>